

移住・子育て住まい支援補助金交付事業

【対象者の主な条件】 ※取得物件に居住開始後、1年3月以内に申請されたものに限る。

① 移住世帯

取得した新築物件及び中古物件とも、補助対象 となります。

特例として、市内のアパートなどに移住し、転入届出日から1年以内に住宅用物件を取得し、当該物件に3ヶ月以上居住している世帯も移住世帯とみなします。

基礎額の算定は下表を参照してください。

② 子育て世帯（取得日から18歳以下の子供1人以上が同居している世帯）

購入した中古物件が、補助対象となります。

特例として、中古物件購入した後、未使用又は貸したりしないまま1年以内に建替えた場合も中古物件を購入したものとして取り扱います。

基礎額の算定は下表を参照してください。

【補助金算定】

基礎額+加算額の合計が、補助金の額となります。

【基礎額】 ※千円未満切り捨て

補助対象世帯	取得物件	基礎額
移住世帯	新築物件を取得	工事請負費の1/10又は80万円 のうち低い額
	中古物件を取得	取得費用の1/10又は50万円 のうち低い額
子育て世帯	中古物件を取得または 中古物件を購入後、未使用のまま 1年以内に建て替えて取得	取得費用の1/10又は20万円 のうち低い額

【加算額】

- ①18歳以下の子供1人（建物を購入した時点で、妊娠していた又は妊娠していたと推定されるときは、その胎児又は胎児であった者も含みます。）につき 10万円（基礎額との合計の上限 100万円）
- ②空家バンクに登録された建物を購入したとき 20万円（基礎額及び子加算との合計の上限 120万円）
- ③都市計画区域外の高齢化区域内にある空家バンクに登録された建物を購入したとき 10万円（基礎額及び子加算、バンク加算との合計の上限 130万円）

【その他】

- ① 都市計画区域外の高齢化区域内にある空家バンクに登録された建物を購入したときの仲介手数料 上限5万円
- ②都市計画区域外の高齢化区域内にある空家バンクに登録された建物の家財を処分したときの費用 上限10万円